

定例教育委員会会議次第

日 時 平成 27 年 9 月 17 日 (木) 午後 2 時 30 分～
場 所 坂井市多目的研修集会施設 2 階 円卓会議室

1 委員長あいさつ

2 教育委員会会議録の承認について

3 教育長報告について

4 議 案

議案第 20 号 坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について

議案第 21 号 坂井市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

議案第 22 号 就学指定校の変更許可について

5 協議事項

(1) 平成 27 年度坂井市一般会計補正予算(第 3 号)にかかる概要説明
について

6 報告事項

(1) 英国派遣事業について

7 その他

(1) 指導主事学校訪問について

(2) 行事予定(10月分)について

(3) その他

定例教育委員会

議案

議案第20号

坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について

坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について、次のとおり承認を
求める。

平成27年9月17日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫

坂井市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

平成27年9月1日
坂井市教育委員会規則第 号

坂井市教育委員会行政組織規則（平成19年坂井市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中文化課の項に次のように加える。

国宝化推進係

別表第1文化課の部課等の欄中「文化課」の次に「（丸岡城国宝化推進室）」を加え、同部に次のように加える。

国宝化推進係	(1) 丸岡城国宝化の推進に関すること。 (2) 丸岡城の資料の収集に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、丸岡城の国宝化に関する事務
--------	--

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

坂井市教育委員会行政組織規則(平成19年坂井市教育委員会規則第2号)新旧対照表

改正案(新)	現行(旧)																																		
(本庁に置く課等)	(本庁に置く課等)																																		
第4条 本庁に、次に掲げる課、室及び係を置く。	第4条 本庁に、次に掲げる課、室及び係を置く。																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td></td></tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>(略)</td></tr> <tr> <td>生涯学習スポート課</td> <td></td></tr> <tr> <td>国体推進課</td> <td></td></tr> <tr> <td>文化課</td> <td></td></tr> <tr> <td>文化振興係</td> <td></td></tr> <tr> <td>文化財係</td> <td></td></tr> <tr> <td>国宝化推進係</td> <td></td></tr> </tbody> </table>	課	係	教育総務課		学校教育課	(略)	生涯学習スポート課		国体推進課		文化課		文化振興係		文化財係		国宝化推進係		<table border="1"> <thead> <tr> <th>課</th> <th>係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td></td></tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>(略)</td></tr> <tr> <td>生涯学習スポート課</td> <td></td></tr> <tr> <td>国体推進課</td> <td></td></tr> <tr> <td>文化課</td> <td></td></tr> <tr> <td>文化振興係</td> <td></td></tr> <tr> <td>文化財係</td> <td></td></tr> </tbody> </table>	課	係	教育総務課		学校教育課	(略)	生涯学習スポート課		国体推進課		文化課		文化振興係		文化財係	
課	係																																		
教育総務課																																			
学校教育課	(略)																																		
生涯学習スポート課																																			
国体推進課																																			
文化課																																			
文化振興係																																			
文化財係																																			
国宝化推進係																																			
課	係																																		
教育総務課																																			
学校教育課	(略)																																		
生涯学習スポート課																																			
国体推進課																																			
文化課																																			
文化振興係																																			
文化財係																																			
2・3 (略)	2・3 (略)																																		
別表第1(第5条関係)	別表第1(第5条関係)																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>課等</th> <th>係</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td></td> <td>事務分掌</td></tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td></td> <td></td></tr> <tr> <td>生涯学習スポート課</td> <td>(略)</td> <td></td></tr> <tr> <td>国体推進課</td> <td></td> <td></td></tr> </tbody> </table>	課等	係	事務分掌	教育総務課		事務分掌	学校教育課			生涯学習スポート課	(略)		国体推進課			<table border="1"> <thead> <tr> <th>課等</th> <th>係</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育総務課</td> <td></td> <td>事務分掌</td></tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td></td> <td></td></tr> <tr> <td>生涯学習スポート課</td> <td>(略)</td> <td></td></tr> <tr> <td>国体推進課</td> <td></td> <td></td></tr> </tbody> </table>	課等	係	事務分掌	教育総務課		事務分掌	学校教育課			生涯学習スポート課	(略)		国体推進課						
課等	係	事務分掌																																	
教育総務課		事務分掌																																	
学校教育課																																			
生涯学習スポート課	(略)																																		
国体推進課																																			
課等	係	事務分掌																																	
教育総務課		事務分掌																																	
学校教育課																																			
生涯学習スポート課	(略)																																		
国体推進課																																			

文化課 <u>(丸岡城国宝 化推進室)</u>	文化振興係	<p>(1) 文化、芸術活動の振興に関すること。 (2) 文化関係機関に関すること。 (3) 文化芸術団体の育成及び連絡調整に関すること。 (4) 文化振興施設の整備、管理運営及び連絡調整に関すること。 (5) 文化振興に係る財団法人との連絡調整に関すること。 (6) 指定管理者の指導監督に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、文化振興に関する事務</p>
	文化財係	<p>(1) 文化財の保存及び管理に関する事務 (2) 文化財保存施設の管理及び運営に関する事務</p> <p>(1) 文化財の保存及び管理に関する事務 (2) 文化財保存施設の管理及び運営に関する事務 (3) 文化財保護審議会に関する事務 (4) 埋蔵文化財の調査、保護及び保存に関する事務 (5) 有形、無形文化財の調査に関する事務 (6) 天然記念物の調査及び保護に関する事務 (7) 郷土史編纂に関する事務 (8) 民俗文化財の資料の収集及び整理に関する事務 (9) 前各号に掲げるもののほか、文化財に関する事務</p>
	文化振興係	<p>(1) 文化、芸術活動の振興に関する事務 (2) 文化関係機関に関する事務 (3) 文化芸術団体の育成及び連絡調整に関する事務 (4) 文化振興施設の整備、管理運営及び連絡調整に関する事務 (5) 文化振興に係る財団法人との連絡調整に関する事務 (6) 指定管理者の指導監督に関する事務 (7) 前各号に掲げるもののほか、文化振興に関する事務 (8) 文化財の保存及び管理に関する事務 (9) 文化財保護審議会に関する事務 (10) 埋蔵文化財の調査、保護及び保存に関する事務 (11) 有形、無形文化財の調査に関する事務 (12) 天然記念物の調査及び保護に関する事務 (13) 郷土史編纂に関する事務 (14) 民俗文化財の資料の収集及び整理に関する事務 (15) 前各号に掲げるもののほか、文化財に関する事務</p>

国宝化推進 係	(1)丸岡城国宝化の推進に関すること。 (2)丸岡城の資料の収集に関すること。 (3)前各号に掲げるもののほか、丸岡城の国宝化 に関する事務
------------	---

議案第 21 号

坂井市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

坂井市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成 27 年 9 月 17 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

平成27年9月1日
坂井市教育委員会訓令第 号

坂井市教育委員会事務決裁規程（平成18年坂井市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2文化課の表に次のように加える。

17 丸岡城の国宝化に関すること。	重要	○	
-------------------	----	---	--

附 則

この訓令は、平成27年9月1日から施行する。

坂井市教育委員会事務決裁規程(平成18年坂井市教育委員会訓令第1号)新旧対照表

		現行(旧)	
改正案(新)		別表第2(第3条関係)	
別表第2(第3条関係)	個別の専決事項	個別の専決事項	
教育総務課 (略)	教育総務課 (略)	教育総務課 (略)	
学校教育課 (略)	学校教育課 (略)	学校教育課 (略)	
生涯学習スポーツ課 (略)	生涯学習スポーツ課 (略)	生涯学習スポーツ課 (略)	
文化課	文化課	文化課	
専決事項	専決区分教育部長	課長	備考
1 文化施設の整備及び設置の企画及び調整に関すること。	○		
2 文化振興に係る企画及び調整に関すること。	○		
3 文化財保護及び調査に係る企画及び調整に関すること。	○		
4 文化財所有者等に対する指導助言及び援助に関すること。	○	重要	○
5 文化芸術団体の育成及び連絡調整に関すること。	○		○
6 文化財保護審議会に関すること。	○	定例的軽易	○
7 市指定文化財の指定書及び協定書の交付に	○		定例的軽易

	関すること。		
8	埋蔵文化財の調査、保護及び保存に関すること。	重要	<input type="radio"/>
9	文化施設の入館及び使用許可に関すること。		<input type="radio"/>
10	文化関係諸機関及び団体等との連絡に関すること。		<input type="radio"/>
11	文化施設の管理運営に関すること。		<input type="radio"/>
12	文化団体活動事業に関すること。		<input type="radio"/>
13	文化財及び史跡等の管理保存に関すること。	重要	<input type="radio"/>
14	郷土史編纂に関すること。		<input type="radio"/>
15	天然記念物及び文化財の調査に関すること。	重要	<input type="radio"/>
16	民俗文化財の資料の収集及び整理に関すること。		<input type="radio"/>
17	丸岡城の国宝化に関すること。	重要	<input type="radio"/>
	関すること。		
8	埋蔵文化財の調査、保護及び保存に関すること。	重要	<input type="radio"/>
9	文化施設の入館及び使用許可に関すること。		<input type="radio"/>
10	文化関係諸機関及び団体等との連絡に関すること。		<input type="radio"/>
11	文化施設の管理運営に関すること。		<input type="radio"/>
12	文化団体活動事業に関すること。		<input type="radio"/>
13	文化財及び史跡等の管理保存に関すること。	重要	<input type="radio"/>
14	郷土史編纂に関すること。		<input type="radio"/>
15	天然記念物及び文化財の調査に関すること。	重要	<input type="radio"/>
16	民俗文化財の資料の収集及び整理に関すること。		<input type="radio"/>
	関すること。		

議案第22号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成27年9月17日提出

坂井市教育委員会

教育長 川元利夫